

十日町市長 関口芳史 様

十日町市情報公開・個人情報保護審査会

会長 小林 彰

十日町市情報公開条例第14条の規定に基づく諮問について（答申）

令和8年3月26日付け十農林第1817号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

#### 第1 審査会の結論

十日町市長（以下「実施機関」という。）が令和7年11月26日付け十農林第1191号により行った「公開」の決定は、開示請求に係る公文書が存在しないものと認められることから、これを取り消し、改めて「不保有」の決定をすべきである。

#### 第2 審査請求の経緯

##### 1 公文書の公開請求

令和7年11月11日、審査請求人は十日町市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、令和7年10月6日付け十日町市公告第24号で公告した十日町市農業振興地域整備計画の変更案のうち、十日町市農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出について記載の意見書提出者の職業を記載することとなった、内部文書の公開を求める公文書公開請求をした。

##### 2 実施機関の決定

令和7年11月26日、実施機関は本件請求文書を「令和7年度前期農業振興地域整備計画（案）の縦覧について（伺い）」と特定し、審査請求人に文書で通知した（本件処分）。

##### 3 審査請求

令和8年1月19日、審査請求人は本件処分を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

##### 4 諮問

令和8年3月26日、実施機関は条例第14条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び実施機関の弁明書に対する反論書において、主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件請求文書は、法令（農業振興地域の整備に関する法律及び農業振興地域の整備に関する法律施行令をいう。）及びガイドライン（農業振興地域制度に関するガイドラインをいう。）に反し、意見書に個人の職業の記載を新たに求めた理由が記載されておらず、審査請求人が求めた公文書と異なるため、決定した処分を取り消し、審査請求人が求める公文書の公開を求める。
- 2 実施機関は、審査請求人に何の確認もせず、令和7年11月26日付け十農林第1191号により「公開」の決定を行った。
- 3 実施機関は、法令の運用に関して独自の規則等はなく、法令及びガイドラインに沿って運用していると過去に回答している。
- 4 個人の職業を求めるに当たり、十日町市個人情報保護事務取扱要領に定める個人情報業務届出書を保有していないにもかかわらず、個人の職業を求めたことは不当である。
- 5 実施機関から、求めた文書と異なるのであれば、審査請求すればよい、と言われたため、審査請求を行った。
- 6 審査請求人が求めた情報を公開せず、求めた内容と異なる公文書（すでに公開されているものも含む。）を公開し、審査請求人に対し、多額の費用を負担させたことは遺憾である。

### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

- 1 実施機関は、審査請求人が請求しているのは、十日町市公告第24号における意見書の提出についての書面の中で、実施機関が「意見書の提出にあたっての注意事項」として、意見書を提出する際に「職業」の記載を求めることになった内部文書についての公開である。
- 2 実施機関は、その都度、起案によって「意見書の提出にあたっての注意事項」を定めており、当該公開決定文書が請求に係る起案書であると判断し、「令和7年度前期農業振興地域計画（案）の縦覧について（伺い）」の起案文書を公開した。

### 第5 審査会の判断

#### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が、本件請求文書について「公開」を決定したものの、審査請求人から、「公開」された文書は本件請求文書と異なるものとして、決定の取り消しを求めてなされたものである。以下、実施機関の主張の妥当性について検討する。

#### 2 本件「公開」の妥当性について

実施機関は、本件請求文書が「令和7年度前期農業振興地域計画（案）の縦覧について（伺い）」の起案文書と特定し、「公開」を決定したものである。

しかし、審査請求人は、個人の職業を求めることとした理由及び根拠の記載がないとし、審査請求人の求める内部文書の公開を求めている。

したがって、上記より審査請求人が求めた本件請求文書と実施機関が特定した文書と異なるものと認められる。

また、実施機関に対して、主張書面の提出を依頼し、審査請求人が求めた本件請求文書の存否と個人の職業を求めることとした理由及び根拠について確認を行った。

上記の結果、審査請求人が求めた本件請求文書を確認することができなかった。

### 3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

### 4 その他

審査請求人が反論書において、実施機関が十日町市個人情報保護事務取扱要領（以下「要領」という。）に定める個人情報業務届出書を保有していないにも関わらず、職業の記載を求めることについて指摘しているとおり、要領の規定により個人情報を取得する場合は、個人情報業務届出書を提出する必要がある、早急に届出を行うこと。

また、実施機関は、請求文書が特定されるよう、審査請求人に対し、事前確認と調整に努めること。

## 第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年月日	内容
令和8年3月26日	実施機関の諮問書、実施機関の弁明書及び審査請求人の弁明に対する意見書（反論書）を收受
令和8年4月27日	審査会開催
令和8年4月28日	審査会が実施機関に対して主張書面等の提出を依頼
令和8年5月15日	実施機関の追加書面を收受
令和8年5月28日	答申の決定（委員による書面の確認）

審査会出席委員

会長 小林彰 副会長 葉葺利男 委員 庭野政義 委員 樋口京子 委員 福原貴美子